

## 夜間金庫に関する規定

### 1. 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

### 2. 取扱範囲

夜間金庫は、当金庫の営業時間外に利用者ご本人の当金庫のご預金の預け入れの場合にのみご利用いただきます。

この場合、この規定のほか該当する預金の規定によりお取扱いいたします。

### 3. 投入手続

(1) 当金庫より貸与した鞆に、現金・小切手等に添えて、氏名・金額・現金内訳等をご記入いただいた当座勘定入金票またはその外の入金票および通帳等を入れ、施錠のうえ投入下さい。

なお、夜間金庫扉を閉じられた後、念のためもう一度扉を開き投入鞆が下に落ちたことを必ずお確かめ下さい。

(2) 投入鞆が完全に投入され扉を閉じますと、レシート（投入鞆受付票）が発行されますので必ずお持ち帰りになり保管下さい。

### 4. 入金

(1) 投入日の翌営業日ご入金額と入金票記載金額との一致を確かめたうえ、その日付をもって入金票記載の預金口座にご入金いたします。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金口座への入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責を負いません。

(3) 投入日の翌営業日以降の当金庫の営業時間中にご来店のうえ、投入鞆および預金通帳等をお受け取り下さい。

### 5. 鍵の保管

(1) 投入口鍵はご本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉を開閉して下さい。

(2) 鞆の鍵正副2個のうち、正鍵はご本人が、副鍵は当金庫が保管し鞆の開閉に使用します。

### 6. 解約

(1) 解約の場合は、鞆および鍵を手続きと同時に当金庫にお返し下さい。

(2) この契約は、当金庫の都合によりお断りすることがあります。

### 7. 責任の帰属

(1) 鞆および鍵の紛失、あるいは施錠または投下の不完全等による、当金庫が内容を確認する以前に当金庫の責任に属さない理由により生じた損害については当金庫はその責を負いません。

(2) ご利用あるいはその使用の行為により、当金庫または他のご利用者に損害を与えたときはそのご利用あるいはその使用の行為を行った契約者が一切の責を負うものとします。

### 8. 使用料について

(1) 夜間金庫の使用にあたっては、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載の夜間金庫使用料（月額）をいただきます。

(2) 月額使用料は、毎月5日（休日の場合翌営業日）にご指定の預金口座から自動振替させていただきます。

(3) 月額使用料は1口座あたりの料金であり、1先で複数の口座に契約がなされている場合には口座数分の月額使用料をいただきます。

(4) 新規契約時には契約日の属する月を1ヵ月として月額使用料をいただきます。自動振替日以降に契約する場合は現金または払戻請求書等による払戻しによりお支払いいただきます。

(5) 解約時には解約日の属する月までの月額使用料をいただきます。

### 9. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 10. その他

(1) 鞆および鍵を紛失または破損されたときは、直ちに当金庫にお届け下さい。

お届けにより、新しいものをお渡しいたします。

なお、紛失の場合は実費をご負担いただきます。

(2) 金庫は修理等やむを得ない事情によりご利用を一時停止することがあります。

(3) 金庫の利用権を転貸・譲渡・売買・質入することはできません。

以上  
令和4年4月1日現在